

内閣府知的財産戦略本部 デジタルアーカイブジャパン推進委員会及び実務者検討委員会
全体戦略ワーキンググループ・ジャパンサーチワーキンググループ
第3回（令和3年9月2日）資料

「肖像権ガイドライン」の解説

五常総合法律事務所
弁護士 数藤 雅彦

ガイドライン策定の背景

- デジタルアーカイブにおける「権利の壁」としての肖像権

- 肖像権は法律上明文化された権利ではなく、裁判例で認められた権利

- 最高裁は、法廷での撮影行為等が問題となった事案で、以下の①～⑥の要素等を「総合考慮」して、本人の「人格的利益の侵害が社会生活上受忍の限度を超える」場合に侵害を認めた（最判平成17年11月10日民集59巻9号2428頁）
 - ① 被撮影者の社会的地位、 ②被撮影者の活動内容、 ③ 撮影の場所
 - ④ 撮影の目的、 ⑤ 撮影の態様、 ⑥ 撮影の必要性

- 現場担当者による「総合考慮」？

デジタルアーカイブ掲載写真の例

例1



1970年 大阪万博
コンパニオンの女性1名
カメラを向いて微笑むアップの写真

例2



1990年代
ルーズソックス姿の女子高生2名
路上を歩く写真

ガイドラインの目的

- 大量のコンテンツを扱うデジタルアーカイブ機関の現場では、「総合考慮」の基準のみで公表の是非を判断するのは非現実的
- デジタルアーカイブに保存され、活用されるべき多くのコンテンツにつき、肖像権の判断ができないという理由で死蔵化・消滅のおそれ
- 2021年4月、デジタルアーカイブ学会公認版の肖像権ガイドライン公表
<http://digitalarchivejapan.org/bukai/legal/shozoken-guideline/>
- 権利者と利用者間の合意などに基づくガイドラインとは異なり、肖像権という法的問題に向き合うための考え方のモデルをデジタルアーカイブ学会が示し、デジタルアーカイブ機関における自主的なガイドライン作りの参考・下敷きにして頂くことを目的とする

フローチャート（概要）

- **出発点**：非営利目的のデジタルアーカイブ機関が所蔵写真をインターネットその他の手段で公開（ストック、ダークアーカイブ等の保管行為は対象外）
- **ステップ1**：知人が見れば誰なのか判別できるか？
- **ステップ2**：公開について写っている人の同意はあるか？
- **ステップ3**：公開によって一般に予想される本人への精神的な影響をポイント計算すると何点か？
- **結果**

0点以上 ブルー	公開に適する
マイナス1点～マイナス15点： イエロー	下記のいずれかの方法であれば公開に適する ・ 公開範囲を限定（例：館内、部数限定の研究誌など） ・ マスキング
マイナス16点～マイナス30点： オレンジ	下記のいずれかの方法であれば公開に適する ・ 厳重なアクセス管理（例：事前申込の研究者のみ閲覧） ・ マスキング
マイナス31点以下： グレー	下記の方法であれば公開に適する ・ マスキング

ポイント計算リスト (注記部分省略)

考慮要素1：被撮影者の社会的地位
公人（例：政治家）（+20） 著名人（例：俳優、芸術家、スポーツ選手）（+10） 16歳未満の一般人（-20） 有罪確定者（+5） 元被疑者で逮捕・摘発の報道から10年経過（-10） 被疑者・刑事被告人の家族（-10） 事件の被害者とその家族（-5）
考慮要素2：被撮影者の活動内容
2-1 活動の種類 公務、公的行事（+10） 歴史的イベント、歴史的行事（例：オリンピック、万博）（+20） 社会性のあるイベント（歴史的とまでは言えないもの）（+10） 公開イベント（例：お祭り、運動会、ライブ、セミナー）（+5） 公共へのアピール行為（例：街頭デモ、記者会見）（+10） センシティブなイベント（例：宗教、同和、LGBTQ）（-5）
2-2 被撮影者の立場 業務・当事者としての参加（例：出演者、コンパニオン等のイベントスタッフ）（+5） 私生活・業務外（-10） 社会的偏見につながり得る情報（例：風俗業・産廃業への従事、ハンセン病関連）（-15）
考慮要素3：撮影の場所
公共の場（例：道路、公園）（+15） 撮影を予定している場所（例：相撲の升席）（+5） 管理者により撮影が禁止されている場所（例：コンサート会場、神社）（-5） 自宅内、ホテル個室、避難所内（-10）／病院、葬儀場（-15）

考慮要素4：撮影の態様
4-1 写り方 多人数（+10）／特定の人物に焦点をあてず（+10） 大写し（-10）／画質が悪く容ぼう・姿態を判別しづらい（+10）
4-2 撮影状況 撮影承諾の意思表示（例：カメラにピースサイン、笑顔）（+5） 撮られた認識なし（-10） 撮影拒絶の意思表示（例：手でカメラを遮ろうとする）（-20） 公開を前提としないプライベート撮影（例：家族、友人同士等による撮影）（-10）
4-3 被写体の状況 遺体、重傷（-20）／水着など肌の露出大（-10） 性器、乳房（-20）／身体拘束（例：手錠・腰縄）（-10） 一般的に羞恥心をおぼえる状況（例：泥酔、喧嘩、悲嘆、事故の最中）（-5）
考慮要素5：写真の出典
刊行物（例：新聞、書籍、公的文献）等で公表された写真（+10） 作品として展示・公表された写真（+5） 被写体本人または遺族から提供されたもの（+15） 遺族が存在しない故人に関する写真（+30） 代替性のない写真（+10）
考慮要素6：撮影の時期
撮影後50年以上経過（+40）／撮影後40年経過（+30） 撮影後30年経過（+20）／撮影後20年経過（+10）

ポイント計算の例

例1



歴史的行事 (+20)
業務・当事者としての参加 (+5)
公共の場 (+15)
大写し (-10)
撮影承諾の意思を推定可能 (+5)
撮影後50年以上経過 (+40)

合計 +75点：ブルー

例2



私生活・業務外 (-10)
公共の場 (+15)
大写し (-10)
撮られた認識なし (-10)
撮影後20年経過 (+10)
合計 -5点：イエロー

※ 出典がファッション雑誌なら
「刊行物で公表された写真 (+10)」
※ 中学生なら「16歳未満の一般人 (-20)」

ガイドライン策定の経緯

時期	活動
2019年9月	第1回肖像権ガイドライン円卓会議
2020年2月	第2回肖像権ガイドライン円卓会議IN関西
2020年4月	第3回肖像権ガイドライン円卓会議
2020年5月～10月	実証実験（新潟大学、関西大学、愛荘町立愛知川図書館、神奈川県立歴史博物館、NHKアーカイブス）
2020年10月	デジタルアーカイブ学会研究大会ワークショップ
2021年1月	エンターテインメント・ロイヤーズ・ネットワーク「デジタルアーカイブ学会法制度部会公表の「肖像権ガイドライン案」について」
2021年1月～2月	パブリックコメント
2021年3月	毎日メディアカフェ「危機の時代とデジタルアーカイブ～「肖像権ガイドライン」の必要性と可能性を考える」
2021年4月	ガイドライン（学会公認版）公表

裁判例との整合性検証

判決年月日	侵害	GL
東京地判平成元年6月23日	-	-40
東京地判平成2年3月14日	-	-15
東京地判平成2年5月22日	-	-15
岡山地判平成3年9月3日	+	+5
東京高判平成5年11月24日	+	+15
東京地判平成6年1月31日	-	+40
横浜地判平成7年7月10日	-	-5
東京地判平成10年9月29日	-	-20
東京地判平成12年10月27日	-	-10
東京地判平成13年9月5日	-	+20
東京地判平成17年9月27日	-	-20
最判平成17年11月10日	-	-15

判決年月日	侵害	GL
東京地判平成18年3月31日	-	+15
東京高判平成19年8月22日	+	+0
東京地判平成19年8月27日	+	+0
東京地判平成21年4月14日	-	-20
東京地判平成21年9月29日	-	-5
東京高決平成22年3月4日	+	-15
東京地判平成23年6月15日	-	+35
東京地判平成24年2月6日	+	+30
広島高判平成25年5月30日	+	+10
津地四日市支判平成27年10月28日	+	+5
新潟地判平成28年9月30日	-	-30
東京地判平成31年1月25日	+	+20
東京地判令和2年9月24日	-	-10

侵害欄 - : 肖像権侵害あり、+ : 侵害なし GL : 肖像権ガイドラインの略
 不整合の裁判例は、公開目的と関連性が低い写真であることを、侵害を肯定する方向に評価
 Cf. 肖像権ガイドラインは、公開目的と関連性の高い写真を選び公開することを前提

ガイドラインの利用例

- 肖像権ガイドライン（学会公認版より前のもの）を用いて写真・映像を公開した例
 - 朝日放送「阪神淡路大震災25年 激震の記録1995 取材映像アーカイブ」
https://www.asahi.co.jp/hanshin_awaji-1995/
 - 神戸大学附属図書館震災文庫デジタルアーカイブ
<https://lib.kobe-u.ac.jp/libraries/18684/>
 - 佐賀県伊万里市波多津町デジタルアーカイブ「「昭和の波多津」写真展」
<https://www.city.imari.saga.jp/18137.htm>
- 今後はデジタルアーカイブ機関に限らず、メディア、教育・研究、映像等の各種機関（営利・非営利）においても、肖像権ガイドラインの考え方を参考にした自主的なガイドラインを策定することが考えられる

以上